

長野県知事の意見

(新姫川第六発電所建設計画 環境影響評価準備書)

[全般]

- 1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の趣旨を踏まえ、住民に対してよりわかりやすい図書となるよう、丁寧かつ適切な記載を行うこと。
- 2 事業による環境への影響の程度について、影響が小さいとする根拠を環境影響評価書（以下「評価書」という。）で明らかにすること。また、事業実施区域が清浄・静穏な環境であることを踏まえ、現況を大きく悪化させないという観点から、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施することにより低減に努めるという姿勢を示し、住民の安心に努めること。
- 3 評価書において、調査、予測及び評価の手法に係る地点等の選定の検討経緯を、図等を用いてわかりやすく説明すること。

[事業計画]

- 4 評価書において、土捨場の工事中における降雨時の土砂流出防止対策及び排水対策を明らかにするとともに、沈砂池への流入経路及び沈砂池の設置場所を同一図面に示すこと。
- 5 土捨場の断面図について、河川との位置関係及び土地の安定性の評価の観点から、より広い範囲の断面図を評価書において示すこと。
- 6 土捨場の法面の浸食対策、安定解析及び安定対策について、具体的に記載すること。

[騒音、振動]

- 7 予測式を適切に記載するとともに、予測評価の妥当性を判断するために、予測計算で利用した条件を評価書で明らかにすること。また、新たな科学的知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。
- 8 事業実施区域周辺には民家が存在しており、木造住宅であれば共振増幅の可能性があることから、振動発生源の考え方、計算過程及び予測方法を評価書において明らかにすること。

[地形・地質]

- 9 事業と地形・地質の関係について、重要な地形・地質との位置関係だけではなく、土地の安定性の評価を行い、選択した環境保全措置について、評価書にわかりやすく記載すること。また、事業実施区域周辺は豪雪地帯であり、沢を埋め立てて盛土を行うことから、融雪時における排水対策についても明らかにすること。

[動物、植物]

- 10 第二土捨場の動植物に係る調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、第三土捨場の事業実施区域における動植物の調査についても、その検討経緯を明らかにすること。
- 11 ギフチョウ及びヒメギフチョウの食草であるカンアオイ及びウスバサイシンについて、食草と事業実施区域との位置関係を明らかにした上で、事業により失われる食草と周辺地域に生育している食草の定量的な比較による評価を行うこと。また、カンアオイ及びウスバサイシンが食草となるのに長い年月を要することから、ギフチョウ及びヒメギフチョウに影響があると想定される場合は、移植を検討すること。
- 12 事業計画地の一部はギフチョウの生息地とヒメギフチョウの生息地の境目であるルードルフィアラインであり、カンアオイではなくウスバサイシンを食草とする希少なギフチョウが生息している。そういったことを踏まえ、食草に対しても適切な配慮を行うこと。
- 13 ヒメシジミの評価においては個体数が重要になることから、個体数に着目した定量的な予測評価を行うこと。
- 14 カワネズミは川の中で小型の動物類を捕食しており、水量の変化により川の中の生態系が変化すると影響を受けることから、河川におけるカワネズミの生息調査を追加で実施し、その結果を評価書に記載すること。
- 15 猛禽類に対する環境保全措置について、コンディショニングのフローチャートや具体的な説明を評価書の中で示すこと。
- 16 流況が変化する姫川の減水区間で行った植物調査について、調査の内容とその結果を写真等を活用して評価書に丁寧に記載すること。
- 17 評価書において、群落調査結果から確認された代表的な植生やそこから導き出される地域の特徴、群落ごとの構造を説明の上、群落としての植生の評価を明らかにすること。
- 18 事業実施区域内に生育しているウラジロガシの事業による消失について、地域個体群に与える影響は少ないとする根拠を、評価書において具体的に説明すること。
- 19 計画地における岩壁には非常に珍しい植物が生育していることから、施工にあたってはできる限り影響が低減されるよう配慮すること。

[その他]

- 20 洪水時の濁水対策を適切に講じること。